

	平成 26 年 7 月 23 日	総基移第 225 号
一部改正	平成 28 年 6 月 30 日	総基移第 223 号
一部改正	平成 31 年 3 月 28 日	総基移第 82 号
一部改正	令和 2 年 6 月 8 日	総基移第 151 号
一部改正	令和 5 年 3 月 20 日	総基移第 101 号
一部改正	令和 5 年 9 月 20 日	総基移第 379 号
一部改正	令和 6 年 3 月 27 日	総基移第 110 号

アマチュア局の無線設備の保証に関する要領

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要領は、昭和 36 年郵政省告示第 199 号（無線局免許手続規則の規定により、簡易な免許手続を行なうことのできる無線局を定める件）第 4 項、令和 5 年総務省告示第 78 号（無線局免許手続規則の規定により総務大臣が別に告示する無線設備を定める件）、令和 5 年総務省告示第 74 号（電波法施行規則の規定により許可を要しないアマチュア局の無線設備に係る工事設計の軽微な事項を定める件）の表の 1 の項及び 4 の項並びに昭和 58 年郵政省告示第 532 号（無線設備の設置場所の変更検査を受けることを要しないアマチュア局の無線設備を定める等の件）の規定により、又は、無線設備規則の一部を改正する省令（平成 17 年総務省令第 119 号）附則第 3 条第 1 項の規定による経過措置を受けている無線設備について同令附則第 2 条に規定する新規の条件に適合することの確認（以下「スプリアスの確認」という。）を行うため、アマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。以下同じ。）に係る電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 3 章の技術基準（以下「技術基準」という。）に適合していることの保証（以下「保証」という。）に関することを定めることを目的とする。

(保証の対象となる設備)

第 2 条 保証の対象となるアマチュア局の無線設備は、次のとおりとする。

- (1) 無線局の免許申請に係る空中線電力 200 ワット以下の無線設備
- (2) 空中線電力 200 ワット以下の送信機に取り替える場合又は空中線電力 200 ワット以下の送信機を増設する場合に係る送信機
- (3) 電気的特性に変更を来す（水晶片を撤去することにより周波数の変更を行う場合を除く。）変更の工事（送信機の部品について改める場合及び追加する場合に限る。）をする空中線電力 200 ワット以下の送信機
- (4) 無線設備の設置場所の変更に係る空中線電力 200 ワット以下の無線設備
- (5) スプリアスの確認に係る送信機

第 2 章 保証の業務を行おうとする者の手続

(書類の提出)

第3条 保証の業務を行おうとする者は、保証の業務を開始しようとする2か月前までに次に掲げる事項を記載した書類を総務大臣に提出するものとする。

- (1) 氏名及び住所（法人又は団体の場合は、商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地。以下第4条第1号及び第8条第1項第1号において同じ。）
- (2) 法人又は団体の場合は代表者名
- (3) 保証の業務を行おうとする事務所の所在地及び電話番号
- (4) 保証の業務を開始しようとする日

2 前項の書類には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款の謄本及び登記事項証明書（保証の業務を行おうとする者が個人である場合は、過去2年間の経歴を記載した書面）
- (2) 役員の氏名及び過去2年間の経歴を記載した書類（保証の業務を行おうとする者が個人の場合を除く）
- (3) アマチュア無線用機器の製造業者及び販売業者、又はこれらの者がその役員の3分の1以上若しくは議決権の3分の1以上を占めるものでないことを証する書類（保証の業務を行おうとする者が個人の場合を除く）
- (4) 組織に関する事項を記載した書類（保証の業務を行おうとする者が個人の場合を除く）
- (5) 保証の業務に従事する者が電波法第38条の8第2項に規定する証明員又は次のいずれにも適合するものであることを証する書類

ア 第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士又は第一級アマチュア無線技士のいずれかの資格を有すること

イ アマチュア局を継続して5年以上開設した経験を有すること

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、又は電波法に規定する罪を犯して刑に処せられた者にあつては、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過していること

- (6) 保証の業務を行おうとする者が法人又は団体の場合は、当該法人又は団体の役員のうち、禁錮以上の刑に処せられ、又は電波法に規定する罪を犯して刑に処せられた者にあつては、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過したことを証する書類
- (7) 保証した無線設備を使用するアマチュア局が他の無線局の運用又は放送の受信に支障を与えた場合等、保証の業務を実施する上で当該アマチュア局に対して必要な調査及び指導を行う指導員（第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士、第一級アマチュア無線技士又は第二級アマチュア無線技士のいずれかの資格を有する者であつて、現にアマチュア局を開設している者に限る。）を総合通信局及び沖縄総合通信事務所の管轄区域ごとに2名以上有することを証する書類
- (8) 保証の業務を実施する場合に使用する測定器及びその他の機器（電力計、周波数計、スペクトル分析器、疑似音声発生器及び低周波発振器であつて、年1回以上の較正を受けたもの）を有していることを証する書類（測定器等を借入れる場合は、当該測定器等の借入れに関する

る契約書又は当該借入れが確実に行われることを示す書類の写し)

- (9) 保証の業務を実施するための方法書
- (10) その他参考となる書類

(公示)

第4条 総務大臣は、保証の業務を行おうとする者から前条の規定に掲げる書類が提出された場合は、次の各号を公示する。

- (1) 保証の業務を行う者の氏名及び住所
- (2) 法人又は団体の場合は代表者
- (3) 保証の業務を行う事務所の所在地及び電話番号
- (4) 保証の業務の開始の日

第3章 保証の業務を行う者の手続

(業務の開始)

第5条 前条の規定により公示された保証の業務を行う者は、公示された保証の業務の開始の日をもって業務を開始するものとする。

(変更の通知)

第6条 保証の業務を行う者は、第3条の規定に基づき提出した書類の記載内容に変更が生じた場合には、速やかに総務大臣に通知するものとする。

2 総務大臣は、前項の規定により通知があった場合において、第4条第1号から第3号までに掲げる事項に変更が生じた場合は、その変更した事項を公示する。

(報告及び監督)

第7条 保証の業務を行う者は、4月1日から翌年3月31日までの年度毎に、次に掲げる事項を記載した保証の業務の実施状況を毎年度経過後2か月以内に総務大臣に報告するものとする。ただし、第8条第1項の通知をしたときは、第8条第2項第3号の日より2か月以内に総務大臣に報告するものとする。

- (1) 保証をした件数
- (2) 保証の拒否をした件数
- (3) 調査及び指導をした件数
- (4) 第12条第2項の通知をした件数
- (5) 測定器及びその他の機器の較正の状況
- (6) その他参考となる事項

2 保証の業務を行う者は、総務大臣から保証の業務について報告を求められたときは速やかに報告するものとする。

3 総務大臣は、本要領の施行を確保するために特に必要があるときは、その職員を保証の業務を行う事務所に派遣させることがある。

(業務の終了)

第8条 保証の業務を行う者は、その業務を終了しようとするときは、保証の業務を終了する日の6か月前までに総務大臣にその旨及び次に掲げる事項を付した文書をもって通知するものとする。

- (1) 氏名及び住所
 - (2) 法人又は団体の場合は代表者
 - (3) 保証の業務を行う事務所の所在地及び電話番号
 - (4) 保証の業務の終了の日
- 2 総務大臣は、前項の規定により通知があった場合は、前項各号を公示する。
- 3 保証の業務を行う者は、第1項の通知をしたときは、第9条に規定する審査を保証の業務を終了する日の3か月前までに行うものとし、第10条第1項及び第2項又は第11条に規定する書面の送付又は通知を保証の業務を終了する日の2か月前までに行うものとする。
- 4 保証の業務を行う者は、第1項の通知をしたときは、その通知をした事実、第1項及び第3項の内容を、インターネットその他の方法により周知に努めるものとする。

第4章 保証の実施等

(保証の審査)

第9条 保証の業務を行う者は、保証を受けようとする者（以下、「出願者」という。）から求めがあった場合は、次に掲げる書類を提出させ、遅滞なくその記載内容について、別表第1号に掲げるところにより審査を行うものとする。

- (1) 次に掲げる事項（スプリアスの確認に係る保証の場合は、イからエまでについて省略することができる。）を記載した無線設備の保証願書
 - ア 保証を受けようとする無線設備の工事設計に関する事項
 - イ 無線局の安全施設に関する事項
 - ウ 無線設備の保守管理に関する事項
 - エ 技術基準の維持等に関して遵守すべき事項
 - オ その他必要とする事項
 - (2) 電波法第6条若しくは第17条に基づく申請又はスプリアスの確認を行うために必要な以下の書類（以下「申請書類」という。）
 - ア 無線局免許申請書、変更申請（届）書又は別表第2号に規定するスプリアス発射及び不要発射の強度確認届出書（アマチュア局の保証用）
 - イ 無線局事項書及び工事設計書（スプリアスの確認に係る保証の場合は、省略することができる。）
- 2 保証の業務を行う者は、出願者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により免許の申請等（以下「電子申請」という。）を行う場合、前項の保証願書に記載すべき事項を保証の業務を行う者が定める適宜の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により、また、前項の申請書類に代えて総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第4条第1項の規定に基づき電子申請を行うときに必要な行政機関等が定める行政機関等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項に係る電磁的記録を保証の業務を行う者が定め

る適宜の方法により提出させるものとする。

- 3 保証の業務を行う者は、必要があると認めるときは、出願者に説明又は追加の資料の提出を求めることができる。

(保証書の発行等)

第10条 保証の業務を行う者は、前条第1項の規定により審査した結果、保証することが適当と認めるときは、申請書類に保証の事実を証する書類（以下「保証書」という。）を添付して、所轄の総合通信局長又は沖縄総合通信事務所に送付するものとする。ただし、前条第2項による場合は、保証書及び電子申請の電磁的記録の内容を記載した書面を送付するものとする。なお、前条第2項による場合であって、保証書に記載された情報の安全確保のため情報を暗号化する等適切な措置を講じることにより、保証書の電磁的記録及び電子申請の電磁的記録を安全確保に留意して電子メール等の送信手段により送付することができる。

- 2 保証の業務を行う者は、前項の手続をしたときは、その旨（スプリアスの確認に係る保証の場合にあっては、総合通信局長又は沖縄総合通信事務所に送付した日付の情報を含む。）を文書等適宜の方法により出願者に通知するものとする。ただし、前条第2項による場合は、保証書に記載すべき事項に係る電磁的記録を保証の業務を行う者が定める適宜の方法により、次の項目を付記して出願者に通知するものとする。

- (1) 保証書に記載すべき事項に係る電磁的記録を申請書類に添付して、所轄の総合通信局長又は沖縄総合通信事務所に電子申請すること。

- (2) 書面による申請に変更する場合は、保証書に記載すべき事項に係る電磁的記録の内容を印刷した書面を申請書類に添付して、所轄の総合通信局長又は沖縄総合通信事務所に提出すること。

- 3 保証の業務を行う者は、前項の通知を行う際にあわせて次に掲げる事項について調査報告を求めるものとする。

- (1) 放送の受信障害等に関する事項

- (2) その他技術基準の維持に関して必要な事項

(保証の拒否)

第11条 保証の業務を行う者は、第9条第1項により審査をした結果、保証を行うことを拒否するときは、その旨を理由を付した文書をもって出願者に通知し、保証願書及び申請書類を返戻するものとする。

(調査及び指導)

第12条 保証の業務を行う者は、次に掲げる場合には、指導員による調査（実地調査を含む。）及び指導を行い、必要な措置が講じられているか確認するものとする。

- (1) 第10条第3項の報告がないとき（空中線電力50ワット以下の移動する局を除く。）

- (2) 保証を行った無線設備により、他の無線局の運用又は放送の受信に支障を与えているとき

- (3) 報告の内容が技術基準に照らして適当でないと認められるとき

- (4) その他保証の業務の遂行上特に必要と認めるとき

- 2 保証の業務を行う者は、前項による調査及び指導をした結果、第10条第2項の通知を受けた者が電波法第6条又は第17条に基づく申請をしていないことが判明した場合は、その旨を所轄の総合通信局長又は沖縄総合通信事務所に適宜の方法で通知するものとする。

(業務書類の保存)

第13条 保証の業務を行う者は、保証願書その他業務の遂行に必要な書類を2年間保存するものとする。

附 則 (平成26年7月23日 総基移第225号)

1 この要領は平成26年7月23日から施行する。

(経過措置)

2 この要領施行の際現に保証の業務を行っている者については、この要領施行の日から起算して6月を経過する日までは、なお従前の例によることができる。

3 アマチュア局の保証手続要領(総基移第8号(平成13年2月5日))は廃止する。

附 則 (平成28年6月30日総基移第223号)

この要領は平成28年6月30日から施行する。

附 則 (平成31年3月28日総基移第82号)

この要領は平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年6月8日総基移第151号)

この要領は令和2年6月10日から施行する。

附 則 (令和5年3月20日総基移第101号)

この要領は令和5年3月22日から施行する。

附 則 (令和5年9月20日総基移第379号)

この要領は令和5年9月25日から施行する。

附 則 (令和6年3月27日総基移第110号)

この要領は令和6年4月1日から施行する。

別表第1号 保証に係る審査項目（第9条第1項関係）

- 1 送信機の発射可能な電波の型式、周波数及び空中線電力は、次の表の範囲内のものであって、希望する周波数の範囲、電波の型式及び空中線電力の範囲に含まれており、かつ、2(2)の規定に適合するものであること。ただし、スプリアスの確認保証に係る空中線電力は、出願者が現に免許を受けている空中線電力の範囲内のものであること。

周波数の範囲	電波の型式	空中線電力
135.7kHz から 137.8kHz まで（注1）	全ての電波の型式	200W 以下（注2、3）
472kHz から 479kHz まで（注1）	同上	同上
1,800kHz から 1,875kHz まで（注1） 1,907.5kHz から 1,912.5kHz まで	同上	200W 以下（注2）
3,500kHz から 3,580kHz まで（注1） 3,599kHz から 3,612kHz まで 3,662kHz から 3,687kHz まで（注1）	同上	同上
3,702kHz から 3,716kHz まで 3,745kHz から 3,770kHz まで 3,791kHz から 3,805kHz まで	同上	同上
4,630kHz（注4）	A1A	同上
7,000kHz から 7,200kHz まで	全ての電波の型式	同上
10,100kHz から 10,150kHz まで	同上	同上
14,000kHz から 14,350kHz まで	同上	同上
18,068kHz から 18,168kHz まで	同上	同上
21,000kHz から 21,450kHz まで	同上	同上
24,890kHz から 24,990kHz まで	同上	同上
28MHz から 29.7MHz まで	同上	同上
50MHz から 54MHz まで	同上	同上
144MHz から 146MHz まで	同上	50W 以下
430MHz から 440MHz まで	同上	同上
1,260MHz から 1,300MHz まで（注1）	同上	10W 以下
2,400MHz から 2,450MHz まで（注1）	同上	2W 以下
5,650MHz から 5,850MHz まで（注1）	同上	同上
10.00GHz から 10.25GHz まで（注1）	同上	同上
10.45GHz から 10.50GHz まで	同上	同上
24.00GHz から 24.05GHz まで	同上	同上
47.00GHz から 47.20GHz まで	同上	0.2W 以下
77.5GHz から 78.0GHz まで	同上	同上
134GHz から 136GHz まで	同上	同上
248GHz から 250GHz まで	同上	0.1W 以下

注1 この周波数を送信機が発射可能な場合は、一次業務の無線局に有害な混信を生じさせるこ

とがないよう、適切な措置を執ることができるものであること。2,425MHz 帯及び 5,750MHz 帯については、適切な措置を執ることについて書類により確認できるものであること。

注2 移動する局の場合は、50W 以下であること。

注3 等価等方輻射電力は、1W 以下であること。

注4 この周波数を送信機が発射可能な場合は、同時に 29.7MHz 以下の周波数において、電波の型式 A1A を発射可能な送信機を具備する場合に限る。この場合において、送信機が発射可能な周波数に係る空中線電力は、29.7MHz 以下の周波数（A1A 電波のものに限る。）に係る空中線電力以下であること。

2 送信機は、次の条件に適合していること。

- (1) 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲は、希望する電波の型式及び周波数の範囲内であること。
- (2) 発射可能な電波の型式、周波数及び空中線電力は、次の条件に適合していること。

ア 個人が開設するアマチュア局

(ア) 発射可能な電波の型式及び空中線電力は、出願者の無線従事者資格の操作範囲内であるとともに、申請書類の電波の型式及び希望する周波数の全部又は一部を含むものであること。ただし、機器の製造等の関係から出願者の無線従事者資格の操作範囲外の電波の型式又は周波数の除去が困難であると認められるものについては、適切な措置を執ることができるものに限り、当該電波の型式又は周波数の除去のための改造をしないことができる。

(イ) 空中線電力は、無線従事者資格の操作範囲内であること。

イ 社団が開設するアマチュア局（以下「社団局」という。）

社団局の全ての構成員が、それぞれ社団局のいずれかの送信機を操作することができる無線従事者資格を有すること。また、当該構成員が当該無線従事者資格の操作範囲外の操作をすることがないよう、適切な措置が執られているものであること。

- (3) 発射可能な電波の型式の占有周波数帯幅は、令和5年総務省告示第81号（無線設備規則別表第2号第54の規定に基づき、アマチュア局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件）において定める許容値内であること。
- (4) スプリアス発射及び不要発射の強度は、無線設備規則第7条に定められた許容値以下であること。スプリアス発射及び不要発射の強度が明らかでない場合は、同条に定められた許容値以下になるよう措置がされていること、又は実測等により同条に定められた許容値以下であることを確認できるものであること。
- (5) 定格出力は、電波の型式別の空中線電力の表示方法（電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第4条の4）との関連、終段管（終段部の真空管（半導体を含む。）をいう。以下同じ。）の使用条件、出力規格、出力特性及び空中線電力の換算比（無線設備規則別表第4号）等からみて、送信機系統図に明示された出力端子における値として適正なものであって、希望する空中線電力以下の値であること。
- (6) 終段管の名称及び個数並びに終段陽極（これに相当するものを含む。）の電圧は、定格出力に対応して適正であり、かつ、出力規格等からみて、十分安定に使用できるものであること。

- (7) 安定的に動作することができるものであること。
 - (8) 送信機の各段の周波数の通倍数、変調系統、緩衝増幅器、フィルタの挿入箇所及び発振周波数から発射する電波の型式及び周波数の範囲からみて適正であること。
 - (9) 附属装置を付設している場合は、希望する周波数、空中線電力及び電波の型式は、第1項のとおりであって、かつ、発射可能な電波の型式の占有周波数帯幅は、令和5年総務省告示第81号の表のとおりであること。
 - (10) アナログ信号をデジタル化して伝送する方式の場合、同一周波数帯における一の変調方式において、符号化方式及び通信プロトコル等を2以上選択する機能並びに一の符号化方式及び一の通信プロトコル等であってもデジタル符号パターンを複数生成させる機能を有しないものであること。
 - (11) デジタル信号の通信方式のための変調方式、符号化方式及び通信プロトコルは、ITU-Tの勧告文書等で公知されているもの及び一般的に入手可能な文書等によって容易に知ることができるものであること。
 - (12) 4,630kHzの周波数の電波を送信機が発射可能な場合は、同時に29.7MHz以下の周波数において、電波の型式A1Aを発射可能な送信機を具備する場合に限る。この場合において、送信機が発射可能な周波数に係る空中線電力は、29.7MHz以下の周波数(A1A電波のものに限る。)に係る空中線電力以下であること。
- 3 移動しない局の無線設備（平均電力が20mW以下の無線設備を除く。）は、次の条件に適合していること。
- (1) 発射する電波の強度に対する安全施設は、電波法施行規則第21条の3の規定に適合するとともに、電波法施行規則別表第2号の3の3に定める値を超える場所に人が容易に出入りすることができないように施設されていることが、書類等により確認できるものであること。
 - (2) 送信機の高圧電気に対する安全施設及び空中線の保安施設は、電波法施行規則第22条から第26条までの規定に適合すること。

スプリアス発射及び不要発射の強度確認届出書（アマチュア局の保証用）

年 月 日

〇〇総合通信局長 殿

免許人名 〇〇 〇〇

無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第119号）附則第3条第1項の規定の適用を受けている無線設備について、同令附則第2条に規定する新規規則の条件に適合することの確認に係る保証を受けたので、下記のとおり現在の無線設備規則の基準に合致することを届け出ます。

記

免許番号				識別信号（呼出符号）				
① 保証対象	装置の区別	②		③			備考	
		技術基準適合証明番号 又は工事設計認証番号	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	変調方式	終段管			定格出力 (W)
					名称個数	電圧		
<input type="checkbox"/>	第1送信機					V		
<input type="checkbox"/>	第2送信機					V		
<input type="checkbox"/>	第3送信機					V		
<input type="checkbox"/>	第4送信機					V		
<input type="checkbox"/>	第5送信機					V		
<input type="checkbox"/>	第6送信機					V		
<input type="checkbox"/>	第7送信機					V		
<input type="checkbox"/>	第8送信機					V		
<input type="checkbox"/>	第9送信機					V		
<input type="checkbox"/>	第10送信機					V		

注1 本届出書は無線局1局ごとに作成すること。

注2 ①の欄において、新スプリアス規格に適合することの確認に係る保証の対象送信機にレ印を記入すること。

注3 ②の欄において、技術基準適合証明番号等を記載した場合は、③の欄は記載を要しない。

注4 本様式に全部を記載することができない場合は、上表と同様の別紙を作成し記載すること。